

「防災集団移転促進事業」適用条件緩和を求める意見書

台風12号による豪雨災害は県下に多くの被害を与え、本県では復旧と復興・住民生活への支援とともに、今後の災害予防対策に全力をつくすことが求められている。

これまでも大雨のたびに被災を経験してきた地域の中には、いわゆる「高台移転」を強く希望しているところもあるが、それに応える国の「防災集団移転促進事業」は、移転促進する住宅団地の規模を10戸以上と定めている。

この事業では、平成16年新潟県中越地震に係る地域について、最低規模を5戸以上に緩和するとともに、一般地域より高い補助基本額とした拡充措置がとられたところである。この度の台風12号にともなう災害においても、適用条件を柔軟に運用するとともに地方公共団体の財政負担の更なる軽減を併せて講ずることにより、「高台移転」への願いに応えられるようにすべきである。

よって、国におかれては、「防災集団移転促進事業」について適用条件及び財政負担の緩和を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）